

東京大学広報戦略本部内規

平成28年2月10日
総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学広報戦略本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、国内及び国際社会に向けて、本学の多様な学術資源や教育研究成果等を積極的かつ適時適切に発信するため、本学の広報を戦略的に推進することを目的とする。

(任務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 本学における広報戦略の企画立案及び調整に関すること。
- (2) 広報に関する調査研究並びに情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 出版、ウェブサイト等多様な発信手段を活用した情報発信及び管理に関すること。
- (4) 国内外の報道機関等との対応に関すること。
- (5) その他本学の戦略的な広報活動の推進に関すること。

(組織)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部に、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 広報戦略企画室
- (2) 広報室

3 前項各号に掲げる室に、室長、副室長及び室員を置く。

4 第2項に掲げる室の組織及び運営については、別に定める。

(本部長)

第5条 本部長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(室長)

第7条 室長は、本学の教職員のうちから、本部長の推薦に基づき、総長が指名する。

2 室長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 室長が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長及び室員)

第8条 副室長及び室員は、本学の教職員のうちから、室長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 副室長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副室長が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第9条 本部に、本学における広報戦略の基本及び方針を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議は、本部長、副本部長、室長、副室長その他本部長が指名する者をもって構成する。

3 運営会議の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第10条 本部の事務は、本部広報課及び関係部署が協力して行う。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この裁定は、平成28年3月1日から実施する。

2 この裁定の実施後最初に指名される室長及び副室長の任期は、第7条第2項及び第8条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 東京大学広報室内規（平成22年10月21日総長裁定）は廃止する。